

公益財団法人長崎県体育協会  
理事長 荒木 健治 様

公益財団法人長崎県体育協会評議員の欠格事由等確認書

確認事項

- 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者である。
- 別記①のいずれかの事由により、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者である。
- 公益認定を取り消された公益法人の業務を行う理事であった者である。
- 別記②の事由により、罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者である。
- 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者である。
- 暴力団員（別記③で規定される者）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者である。

私は、上記の確認事項について、すべてに該当しないことを報告します。

平成 年 月 日

氏名(自署)

印

別記①

- ・ 法人法の規定に違反したこと。
- ・ 会社法の規定に違反したこと。
- ・ 民事再生法第255条、第256条、第258条から第260条まで又は第262条の罪を犯したこと。
- ・ 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第65条、第66条、第68条又は第69条の罪を犯したこと。
- ・ 会社更生法第266条、第267条、第269条から第271条まで又は第273条の罪を犯したこと。
- ・ 破産法第265条、第266条、第268条から第272条まで又は第274条の罪を犯したこと。

別記②

- ・ 認定法に違反したこと。
- ・ 法人法に違反したこと。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）に違反したこと。
- ・ 刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2第1項、第222条又は第247条の罪を犯したこと。
- ・ 暴力行為等処罰に関する法律第1条、第2条又は第3条の罪を犯したこと。
- ・ 国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、又はこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したこと。

別記③

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号